

STOP！墜落・転落災害

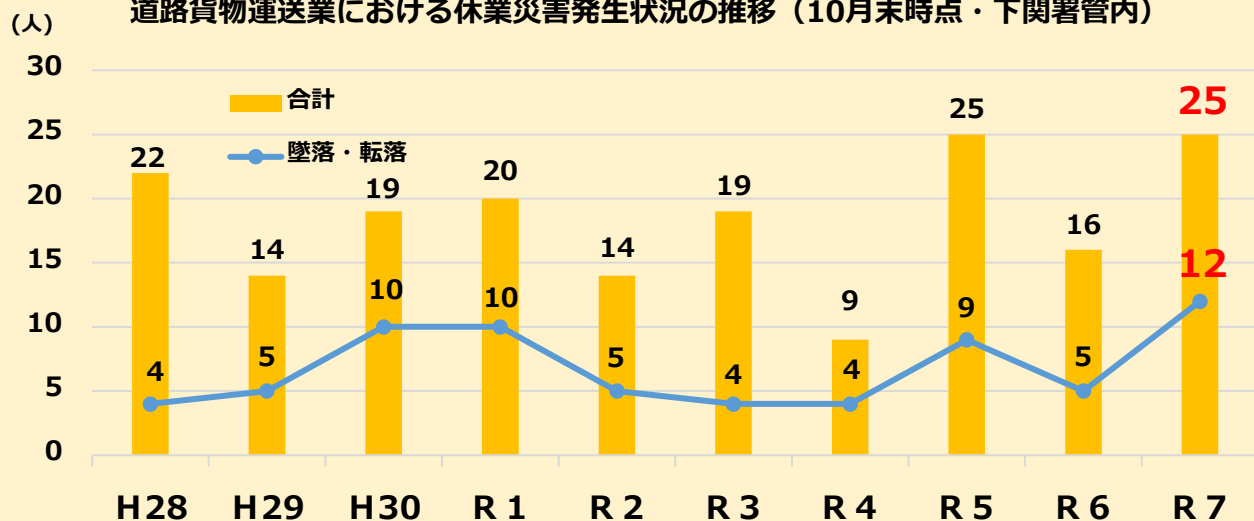
当署管内では、道路貨物運送業における休業4日以上[※]の休業災害（以下、「休業災害」という。）が増加傾向にあり、令和7年10月末における休業災害の発生状況は、過去同時期の発生状況と比較して最多となっています。休業災害の多くは、墜落・転落によるもので、その多くは、運転席や荷台への昇降時が占めており、グリップ・ステップを使用した3点支持での昇降の徹底が重要となります。

道路貨物運送業のみなさまにおかれましては、今一度、事業場内の墜落・転落災害防止対策の取組状況を確認いただきますようお願い申し上げます。

道路貨物運送業における休業災害の傾向

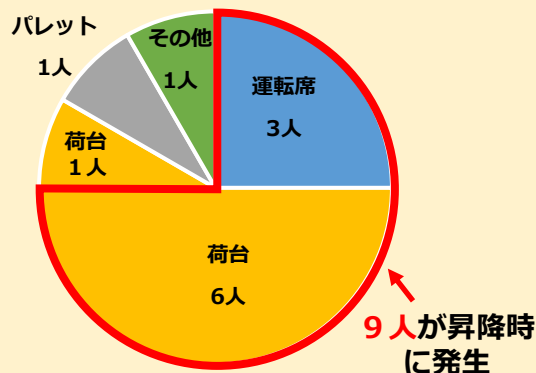
休業災害、**墜落・転落災害が最多**

道路貨物運送業における休業災害発生状況の推移（10月末時点・下関署管内）



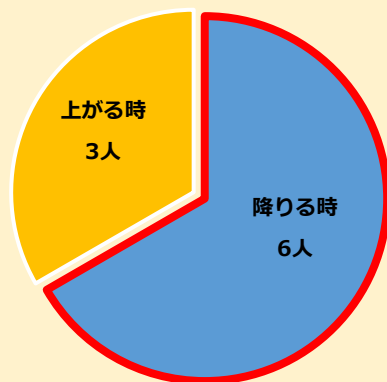
墜落・転落災害は、 運転席、荷台への**昇降時が最多**

墜落・転落災害の起因物内訳
(令和7年10月末時点・下関署管内)



昇降時の墜落・転落災害は、 **降りる時の方が多**

墜落・転落災害の昇降内訳
(令和7年10月末時点・下関署管内)



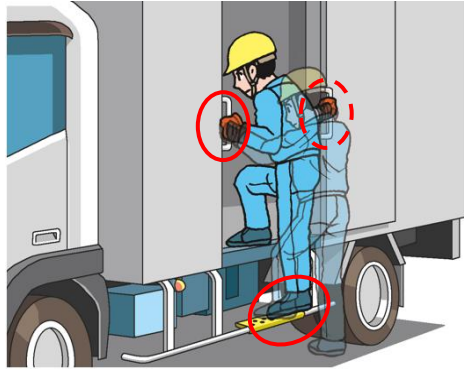
墜落・転落災害防止のためには、グリップ・ステップを使用した3点支持での昇降の徹底が重要です！



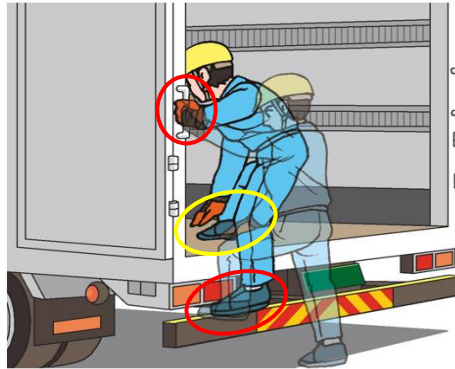
3点支持での昇降の例

グリップ・ステップを使った昇降

リア部・あおり部においては、グリップの設置ができず、荷台に手を置いて体を支える（黄色の○印）ことになるため、3点支持としては不十分ですが、この動作によって、自然と**前かがみ**になるので、**後向きに転落して頭を打つリスクが低減**されます。特に降りる時は、この**前かがみ**を意識した動作を心掛けましょう。



サイド部



リア部



あおり部

引用元：厚生労働省・独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所

「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために 荷台昇降設備・装備はありますか？」



運転席部

引用元：国土交通省・公益社団法人全日本トラック協会「[別冊]トラックメーカーなどの取組事例集（2019年4月）」

3点支持とは、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えること

～3点支持の3つのポイント～

- ①何も手に持たないこと
- ②地面側を背にして昇降すること※
- ③必ず片足がステップや地面についてから、次の動作に入ること

※降車時は、まず半身になって、どちらか片側のグリップを持ち、次にもう一方のグリップを持って、足元を見ながらゆっくり昇降をしましょう。

～最大積載量2トン以上の貨物自動車で荷役作業を行う場合、又は、高さ1.5m超の箇所で作業を行う場合は、安全な昇降設備が必要です～

●労働安全衛生規則第151条の67（昇降設備）

事業者は、**最大積載量が二トン以上の貨物自動車に荷を積む作業**（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）**又は**最大積載量が二トン以上の貨物自動車から**荷を卸す作業**（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）**を行うときは**、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を**安全に昇降するための設備を設けなければならない。**

●労働安全衛生規則第526条（昇降するための設備の設置等）

事業者は、**高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所で作業を行なうときは**、当該作業に従事する労働者が**安全に昇降するための設備等を設けなければならない。**ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。